

総合事業における月額包括報酬サービスの日割り算定について

総合事業における事業費の請求については、従来の予防給付と異なり、月の途中で利用者と契約開始や契約解除した場合は、日割りの算定となりますので注意してください。

1. 日割り計算を適用するサービス種類

- ・ 訪問型サービス（みなし）（サービスコード：A1）
- ・ 訪問型サービス（独自）（サービスコード：A2）
- ・ 通所型サービス（みなし）（サービスコード：A5）
- ・ 通所型サービス（独自）（サービスコード：A6）

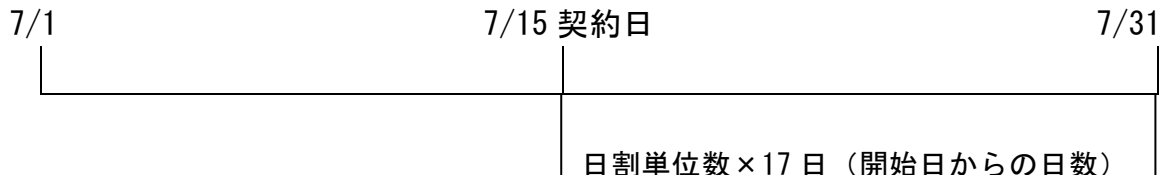
2. 日割り算定の取り扱い

（1）月途中の利用開始

利用者との契約開始を事由として、契約日を起算日に日割り計算を行います。

・ 総合事業サービスにかかる利用者と事業所との契約日を開始日として、日割り計算を行います。

（例）契約日が7/15の場合、7/15が開始日となります。



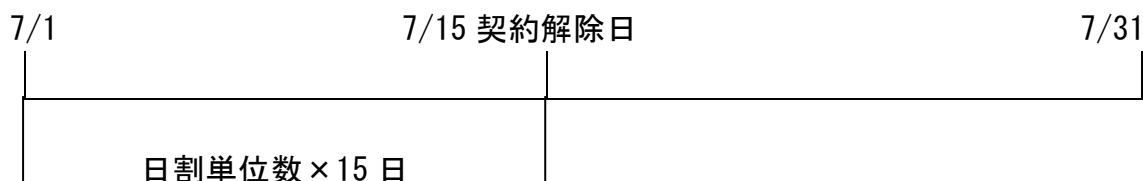
※7月に契約はしたものの、利用者の都合等により実際には8月からサービスを利用開始し、7月の利用実績がない場合は、7月分の報酬は算定せず、8月から月額包括報酬（日割りなし）を算定します。

（2）月途中の利用終了

利用者との契約解除を事由として、契約解除日を起算日に日割り計算を行います。この場合、当該契約解除月にサービス利用が無い場合、当該契約月については事業費を請求することはできません。

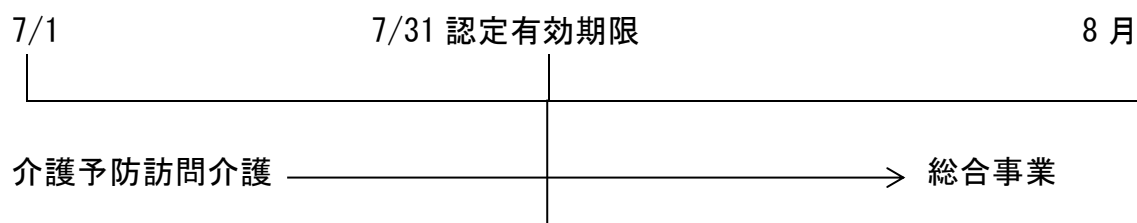
当該契約解除月にサービス利用がある場合については、契約解除日を起算日として日割り計算により事業費算定します。

（例）契約解除日が7/15の場合、7/15が終了日となります。



(3) 認定有効期限到来時（月末）に総合事業に移行する場合
介護予防給付及び総合事業ともに日割り算定は行いません。

(例) 7/31 が認定有効期限で総合事業に移行する場合



総合事業については、介護予防訪問介護の契約解除日の翌日を起算日として日割り算定を行うこととなりますが、介護予防訪問介護の契約解除日は認定有効期限までに設定されることから、日割り算定は発生しません。